

原案委託元変更に伴う引継ぎに関する質問及び回答

Q 1) 平成 21 年 11 月末まで要介護 1 で、更新申請の結果、平成 21 年 12 月 1 日から要支援 2 となった利用者がいます。平成 22 年 4 月以降に原案委託元が変更となる対象地域にお住まいです。まず現在の原案委託元である市直営に相談した後、どのように対応したらよいのでしょうか。

A 1) 説明会終了後、新たに要支援認定となった利用者の新規のサービス利用に関するご質問ですので、原案委託元変更に伴う引継ぎに関する説明会資料 P 9、その他の留意事項をご確認ください。

原案委託事業所より市直営が相談を受け、平成 22 年 4 月以降に原案委託元が変更となる対象地域の利用者である場合は、市直営より地域包括支援センター（地域型）に原案委託元に伴う引継ぎの情報提供を行ないますので、地域包括支援センター（地域型）より、貴事業所に連絡を入れ、引継ぎ事務に関する調整を行います。ただし平成 22 年 2 月から 3 月末までに、新たに要支援認定となり、新規のサービス利用を開始する方については、地域包括支援センター（地域型）からの引継ぎに関する連絡が年度末までに間に合わない恐れがあります。

つきましては、平成 22 年 3 月末までに、新たに要支援認定となった利用者については、貴事業所が市直営に相談した後に、原案委託元変更先である地域包括支援センター（地域型）に必ず連絡を入れていただきますようお願いいたします。原案委託事業所、地域包括支援センターがお互い連絡を取り合い、円滑に原案委託元変更に伴う引継ぎ事務が行われるようご配慮の程よろしく願いたします。

Q 2) 「介護予防サービス計画作成委託契約書」「代理受領委任状」の提出について、同一法人内で、複数の居宅介護支援事業所がある場合は、地域包括支援センター（地域型）にどのように提出したらよいのでしょうか。

A 2) 「介護予防サービス計画作成委託契約書」は、地域包括支援センター設置法人と原案作成受託事業所設置法人との間で取り交わす書類です。法人内の居宅介護支援事業所で担当する日常生活圏域を決定し、居宅介護支援事業所の数にかかわらず、原案作成受託事業所設置法人が「介護予防サービス計画作成委託契約書」2部に、法人名、法人住所を記載し、法人代表者印を押印した上で、各日常生活圏域の地域包括支援センター（地域型）に提出してください。

「代理受領委任状」は、居宅介護支援事業所ごとに作成し、地域包括支援センターが国保連合会に提出する必要があります。居宅介護支援事業所ごとに、担当する日常生活圏域を決定し、日常生活圏域の原案委託元である地域包括支援センター（地域型）ごとに「代理受領委任状」を作成し、各地域包括支援センター（地域型）に提出してください。

Q 3) 介護予防支援の契約時やサービス担当者会議を開催するにあたり、必要な場合、地域包括支援センター（地域型）の担当者に訪問を依頼してもよいのでしょうか。

A 3) 原案委託事業所担当者と地域包括支援センター担当者との間で、当該利用者について、介護予防サービス計画等の相談を十分検討した結果、必要な場合については、従来どおり、訪問による説明やサービス担当者会議の出席、助言等の対応を検討いたします。